

医療需要に係る構想区域間の調整に関する論点（案）

健康福祉部医療推進課

1 構想区域間の調整の方向性

- ・地域医療構想策定ガイドラインでは、以下の方向性のもと、主な疾病ごとに検討を行うこととされている。

高度急性期：他の構想区域の医療機関で、医療を提供することも検討

（アクセスを確認）

急性期：一部を除き構想区域内で完結

回復期：基本的に構想区域内で完結

慢性期：基本的に構想区域内で完結

- ・現在の入院患者の流出入は、各医療圏に所在する医療機関の医療機能や、住所地と医療機関との距離など、様々な要因によるものと考えられるが、どのような場合に、流出入の調整を行うべきであると考えられるのか。

2 構想区域間の調整を行う上で必要な情報

- ・資料2において、主な疾病・事業別の患者流出入の状況として、「がん」、「脳卒中」、「回復期リハビリ病棟」、「急性心筋梗塞」、「糖尿病」、「救急医療」、「小児医療」について示したが、構想区域間の調整を行う上で、今回示した資料に加えて、必要な情報は何か。

3 構想区域間の調整が不調となった場合の取扱い

- ・都道府県間調整では、期限までに調整できない場合には、調整の対象となっていた医療需要は、医療機関所在地の医療需要として算出するとされているが、構想区域間調整において、関係する調整会議の意見が異なった場合にはどのように調整すべきか。